

第2回岡山県電気機械器具製造業最低賃金専門部会

議事録

1 日 時 令和7年10月21日(火)午前9時55分~

2 場 所 岡山市北区下石井1丁目4番1号
岡山第2合同庁舎 2階共用会議室A

3 出席者 公益代表委員 岡山一郎
佐々木 裕子
長谷川 珠子

労働者代表委員 坂手健一郎
藤野博章
村上達哉

使用者代表委員 産賀伸一
錦織勝輝
光畑知樹

事務局 労働基準部長 政木隆一
賃金室長 黒田和美
賃金指導官 中本弘一
監督監察官 諏訪雅浩
労災補償監察官 木村弘之

4 議 事

中本指導官

ただ今から、第2回岡山県電気機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の審議は公開となります、傍聴の申し込みはございませんでした。

まず、定足数について報告申し上げます。本日は委員全員がご出席でございますので、最低賃金審議会令の定足数を満たしていることをご報告いたします。

本日御審議いただきます付議事項について説明いたします。

1 特定最低賃金額審議
でございます。

それでは、部会長、よろしくお願ひします。

長谷川部会長

皆さま、おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

第2回岡山県電気機械器具製造業最低賃金専門部会を始めさせていただきます。

はじめに、本日の専門部会は、公労使の三者が揃い公開としています。ただし、議事の進行において二者協議となる場合があれば、その部分は委員の皆さんのがんばりのないご意見をいただく必要があると考えますので、非公開とします。

9月29日の専門部会において、全会一致で改正決定の必要性ありの答申を受け、本日より具体的な金額提示による審議となります。

特定最低賃金は、関係労使のイニシアティブにより設定されていることからも、全会一致の議決に至るよう努力することとされていますので、労使委員のご協力をよろしくお願ひします。

まず、岡山局の他産別の状況と他局の状況について事務局からお願ひします。

黒田室長

それでは、他部会及び他局の審議状況について、ご報告いたします。

他部会につきましては、鉄鋼業、耐火物が現在金額審議中です。各種商品小売業を除くその他の部会につきましては、金額審議はこれからという状況です。

続きまして、他局の審議状況を報告させていただきます。11局が全会一致で結審しております。

北海道局 プラス 67 円、改定額 1,116 円
青森局 プラス 77 円、改定額 1,045 円
宮城局 プラス 65 円、改定額 1,077 円
埼玉局 プラス 63 円、改定額 1,168 円
石川局 プラス 56 円、改定額 1,064 円
大阪局 プラス 70 円、改定額 1,197 円
兵庫局 プラス 64 円、改定額 1,117 円
島根局 プラス 71 円、改定額 1,058 円
愛媛局 プラス 69 円、改定額 1,107 円
福岡局 プラス 66 円、改定額 1,137 円
大分局 プラス 70 円、改定額 1,066 円

以上となっております、発効日につきましては、指定日発効で12月1日、12月31日とされている局もありますし、法定発効とされている局もあり、まちまちの状況です。

次に、お手元の資料について説明いたします。

本日配布しております資料には、電気機械器具製造業最低賃金専門部会委員名簿について、新たに配布しております。次ページ以降は意見要旨となっております。

意見聴取の公示により、意見要旨の提出がございました。提出は専門部会関係労使からのものになります。内容につきましては、改正決定の必要性の有無の審議におきまして、双方から基本的な考え方を含め、意見表明された内容となっておりますので、ご確認いただければと思います。なお、他の使用者団体、労働者団体からの意見の提出はございませんでした。以上です。

長谷川部会長

今、ご説明のありました他局の状況に対する質問ですか、提出していただいた意見要旨について、労使各側から補足などあればお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(特になし)

長谷川部会長

では次に、金額審議の運営について、事務局から説明をお願いします。

黒田室長

金額審議において、改定する特賃額は、今回改定される岡山県最低賃金 1,047 円を 1 円以上、上回った金額としていただくこと、

また、6月18日に労側委員から提出されました「改正申出書」にある企業内最低賃金協定額の最低金額が、この度の金額審議における上限額となりますのでご留意ください。

長谷川部会長

それでは審議をはじめます。例年どおり、公労・公使の二者協議とし、労側、使側からそれぞれ個別に金額提示、ご意見をお聞かせいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(同意する声)

長谷川部会長

それでは、まず、労側からご意見をお聞きすることとし、事前に打合わせ必要でしょうか。

労働者側委員

はい。

長谷川部会長

どれくらい、時間をとりましょうか。

労働者側委員

10分から15分くらい。

長谷川部会長

15分程度ということですね。では労側の方は15分くらいで戻っていただきたいと思います。使側の方はその後となりますので、お待ちいただきたいと思います。

控室の方に移動をお願いします。

黒田室長

事務局で控室にご案内いたします。

(各側、公益委員と個別協議実施)

長谷川部会長

では、これより公労使の全体会議を再開いたします。

先ほど労使それぞれから金額提示がありました。金額とその根拠について簡単に説明しておきたいと思います。

まず労側からは、プラス82円の1,107円の提示がありました。その数字の根拠としては、企業内最低賃金協定額の上昇率が8.4%であったところ、現在の特賃の1,025円にこれを乗じると87円になるが、ただ87円は、これを足すと企業内最低賃金額である1,107円を超えることから、これと同額となるプラス82円ということで金額提示がありました。また、非常に重要な産業分野であるので、人材確保なども必要だというご意見もありました。

それに対して使用者側は、プラス 52 円の 1,077 円の提示がありました。数字の根拠としましては、岡山県経営者協会が出している製造業における賃金上昇率をみると 5.1% であり、現在の特賃にこれを乗じると 52 円になるということで、金額提示としてもプラス 52 円というご意見がありました。また、隣県であるとか、岡山県の他産別の状況も参考にする必要があると認識しているが、まだその金額が確定していないので、これらの金額を参考とできない状況であるということも加えて説明がありました。

それぞれ個別にご意見を伺いまして、具体的な金額提示をいたしましたが、まだ 30 円の開きがあるようです。もう少し、歩み寄りもお願いしたいのですが、皆さん、今後の進行を含めて何かご意見がありますでしょうか。二回目の金額提示をすることはいかがでしょう。

使用者側委員

今日は、我々が持ち合わせているデータで目一杯の提示をさせていただいたので、今日のところはこれで、と考えています。

労働者側委員

労側としても同意見です。

長谷川部会長

分かりました。では一週間後になりますが、その間に色々ご検討いただいて持ち寄っていただければと思います。今日はこれで金額審議を終わりたいと思います。

事務局から何かありますか。

黒田室長

特にございません。

長谷川部会長

それでは、本日はこれをもちまして、第 2 回岡山県電気機械器具製造業最低賃金専門部会を終わります。次回は 10 月 28 日、午前 10 時から第 3 回専門部会を開催します。

本日は大変御苦劳様でした。